

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年7月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400254 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500006 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 30 年 3 月 15 日
② 平成 31 年 3 月 15 日
③ 令和 2 年 3 月 13 日
④ 令和 3 年 3 月 15 日

請求期間に係る賞与支払届について、社会保険の事務を担当する私は、仕事が忙しく事務手続が不慣れだったため、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出をし、年金額に反映されない記録とされている。

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間①から④まで（以下「請求期間」という。）に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 6 年 9 月に日本年金機構に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、A 社が提出した請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社からそれぞれ 40 万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額（40 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、日本年金機構は、A 社は保険料の滞納はない旨回答しており、請求者は、請求期間に係る賞与支払届の提出が漏れた理由として、業務が多忙であったこと及び控除した厚生年金保険料が 2 年経過したら納められなくなることを知らなかった旨陳述している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A 社に係る履歴事項全部証明書によると、請求者は、同社が会社成立した日から現在まで取締役であることが確認できる上、同社は、請求者は平成 21 年 8 月から現在まで社会保険事務及び給与計算事務の担当者であり、当該事務に係る権限を有している旨回答している。

また、オンライン記録及び日本年金機構が保管する A 社に係る平成 29 年度の健康保険厚生

年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表により、同社における賞与支払予定月は年4回(3月、7月、10月及び12月)とされていることから、請求期間に係る賞与支払届が提出されていない場合、日本年金機構から届出勧奨が行われていたものと考えられるところ、請求者は、日本年金機構から賞与支払届の勧奨状が届いていたことを知っていた旨陳述している。

これらのことから、請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されており、また、請求期間に係る賞与支払届の提出漏れの理由が保険料の負担軽減等のためによる意図的なものではなかったとしても、請求者は、賞与支払届に係る届出義務及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の納付義務を履行する職責並びにA社における取締役としての地位にあることから、請求者が請求期間における賞与支払届の提出の必要性を認識していたにもかかわらず届出を行わなかったことは、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。